

商船三井グループ 取引先調達ガイドライン

当社グループは、お客さまのサプライチェーンの一端を担う企業グループとしての社会的責任を、「商船三井グループ調達基本方針」として明文化しています。また、調達基本方針に基づき、お取引先の皆さまにご協力いただきたい事項を「取引先調達ガイドライン」（以下、本ガイドライン）として制定しております。

お取引先の皆さまには、本ガイドラインに対するご理解を深めていただくとともに、サプライチェーン全体への展開を含めた、お取り組みの推進をお願い申し上げます。

適用範囲

本ガイドラインは、当社グループの全てのお取引先の皆さまを対象として適用します。

1. 環境

温室効果ガス排出量の管理

温室効果ガス排出量を把握し、削減に向けた取組を推進することで、気候変動による影響を低減する。

生物多様性の保全

事業活動が生態系に与える影響を検討・把握し、生物多様性の保全に努める。

大気汚染物質の管理

大気汚染をもたらす有害物質を特定し、その排出を防止する。

化学物質の管理

各国・地域の法令等で指定された化学物質を安全に管理する。

資源・エネルギーの持続可能な利用

持続可能な資源及びエネルギーの利用に向け、消費量を管理し、削減に向けた取組を推進する。

廃棄物の管理

廃棄物を管理し、その削減及びリサイクルの推進と、適切な処分に努める。

水資源の管理

取水・排水を管理し、水使用量の削減及び水資源の汚染防止に努める。

環境マネジメントシステムの構築

環境マネジメントシステムを構築し、環境保全に向けて継続的な改善活動に努める。

環境法令の遵守

各国・地域の環境法令を遵守するとともに、社会規範に則り、より高度な基準を満たすよう努める。

2. 健康・安全

労働安全衛生管理

各国・地域の法令を遵守し、安全と衛生が確保された職場環境の維持・向上と、労働災害を防止する。

緊急事態への準備と対応

テロや自然災害等の緊急事態に備え、事業継続計画の策定と組織的対応力の強化に努める。

感染症への準備と対応

従業員の感染症への罹患に備え、予防・蔓延防止の計画策定と適切な実施に努める。

3. 人権

差別禁止

人種、民族、国籍、出身、信条、宗教、性別、性自認、性的指向、年齢、心身の障がい、婚姻状況、所属政党、組合への加入状況、その他社会的身分による、あらゆる差別を禁止する。

非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、身体的・精神的な虐待・強制、各種ハラスメントや、誹謗中傷により個人の尊厳を傷つける、または不快な職場環境を生み出す行為を禁止する。また、体罰及びあらゆる不当な懲戒慣行を禁止し、懲戒等を行う場合には、従業員に事前に周知された方針や手続き方法に基づき、適切に運用する。

最低生活賃金の保障

各国・地域の法令及び従業員との契約に則り、最低賃金、時間外労働報酬（割増賃金）、その他福利厚生を保障し、正当な額の賃金を適時支払う。

長時間労働撲滅

各国・地域の法令及び従業員との契約に則り、長時間労働を撲滅する。

強制労働撲滅

本人の意に反した労働の強制を禁止し、またパスポート等の身分証明書や労働許可証を取り上げることで離職や移動の自由を侵害する行為を行わない。

児童労働撲滅

15歳、義務教育修了年齢、各国・地域の最低雇用年齢の内、最も高い年齢に満たない者を労働に従事させることを禁止する。

結社の自由と団体交渉権

従業員による連携、団体の結成、団体への参加（及び辞退）、団体交渉をする法律上の権利を認め、その権利の行使に不利益が及ばないようにする。

4. 製品の品質・安全性

製品の品質と安全性の追求

各国・地域の法令等で定める基準及び別途契約書等で定める基準を満たすよう、提供する製品・サービスの品質・安全性を担保する。また、問題発生時には、迅速な対応を実施する。

技術力の向上

研究開発体制を充実させ、継続的な技術力の向上に努める。

5. 法令遵守・腐敗防止

腐敗防止

汚職、贈収賄等のあらゆる腐敗の防止に努める。

競争制限的行為の禁止

各国・地域の競争に関する法令を遵守し、私的独占、不当な取引制限、優越的地位の濫用等の不公正な取引を行わない。

反社会勢力の排除

反社会的勢力とその疑いがある者との取引を拒否し、マネーロンダリングを含め一切の関係を持たない。

不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防・早期発見できる体制を整備するとともに、通報にかかる情報の機密性及び匿名性を担保することで、通報者を報復の恐れから保護する。

法令遵守

各国・地域の法令を遵守し、社会規範に則った事業活動の遂行に努める。

6. 情報管理及び知的財産の保護

個人情報・機密情報の管理

各国・地域の情報セキュリティ（個人情報保護を含む）に関する法令を遵守し、機密情報を含む情報管理の徹底と、情報漏洩・流出の防止措置の実施、再委託先においても同様の要請を行う。

知的財産の保護

知的財産に関しては、法令に則って適切な管理・活用に努め、第三者の知的財産権を侵害しない。

情報セキュリティ体制の構築

サイバー攻撃等の情報システムやネットワーク上の脅威に対する防衛策を構築し、自社及び他社に被害が生じないよう保護・管理する。

7. ステークホルダーとの良好な関係構築

情報開示

ステークホルダーとの良好な関係性の構築・強化のため、社内外に対し、自社の情報を適切に開示して透明性と説明責任の確保に努める。

地域社会との関わり

各国・地域の文化、慣習、言語、その他社会的慣習を尊重し、事業活動による地域社会や人々への負の影響を最小化するとともに、地域社会の発展に貢献するよう努める。

以上